

原議保存期間	30年（令和36年3月31日まで）
有効期間	一種（令和36年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 刑 企 発 第 3 9 号
令 和 5 年 1 1 月 9 日
警 察 庁 刑 事 局 長

犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定について（通達）
犯罪捜査規範の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第14号）が、本日、別添のとおり公布された。改正の概要については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）が成立し、裁判の執行に関する調査権限の整備が行われたところ、改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第511条第1項により、裁判所又は裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、令状を発して、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることが可能（この場合において、身体検査は、身体検査令状による。）となったほか、第513条第6項において、第108条第1項から第3項までの規定は、裁判所又は裁判官が第511条及び第512条の規定によってする押収又は搜索並びに第511条の規定によってする検証について、それぞれ準用することとされ、当該押収等に係る差押状等は、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮によって、司法警察職員等が執行することが可能となった。また、当該押収等に係る差押状等には、有効期間及びその期間経過後に検証に着手することができず令状を返還しなければならない旨等について記載しなければならないとされた（法第511条第3項において準用する第510条）。

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）においては、検察官又は裁判長若しくは裁判官の指揮を受け執行する令状（勾引状、勾留状、差押状等の令状であり、検証状及び身体検査令状は含まれていなかったもの。）について、速やかな執行（第257条）や執行せず有効期間が経過した令状の返還（第259条）等を定めていたところ、改正法の施行により新たに指揮を受け執行することが可能となる検証状及び身体検査令状についても同様とする旨の改正を行うものである。

2 施行期日

改正法の施行の日（公布の日（令和5年5月17日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）

○国家公安委員会規則第十四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月九日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(検察官の指揮による執行)</p> <p>第257条 検察官から、勾引状、勾留状、<u>観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状、鑑定留置状、収容状又は再収容状</u>その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(有効期間内に執行不能の場合)</p> <p>第259条 検察官から、勾引状、勾留状、<u>差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状</u>の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。</p> <p>(裁判官から執行の指揮を受けた場合)</p> <p>第265条 第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、<u>刑訴法第70条第1項ただし書（同法第136条、第153条及び第167条第5項において準用する場合を含む。）又は第108条第1項ただし書（同法第125条第4項（同法第513条第6項において準用する場合を含む。）及び第513条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、裁判長</u></p>	<p>(検察官の指揮による執行)</p> <p>第257条 検察官から、勾引状、勾留状、<u>観護状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、鑑定留置状、収容状又は再収容状</u>その他の令状の執行の指揮を受けたときは、速やかに執行しなければならない。</p> <p>2 [同左]</p> <p>(有効期間内に執行不能の場合)</p> <p>第259条 検察官から、勾引状、勾留状、<u>差押状、記録命令付差押状、捜索状又は鑑定留置状</u>の執行の指揮を受けた場合において、その有効期間内に執行することができなかつたときは、令状にその理由を記載し、これを指揮をした検察官に返還しなければならない。</p> <p>(裁判官から執行の指揮を受けた場合)</p> <p>第265条 第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、<u>刑訴法第70条第1項ただし書又は同法第108条第1項ただし書の規定により、裁判長又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状又は鑑定留置状</u>の執行の指揮を受けた場合について準用する。</p>

又は裁判官から、勾引状、勾留状、差押状、記録命令付差押状、捜索状、検証状、身体検査令状又は鑑定留置状の執行の指揮を受けた場合について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記がある。

附則

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。